



# マイナンバー制度が始まります



番号法に基づき、平成28年1月から本人確認（①記載されたマイナンバーが申請者本人のものであることの確認、②本人のマイナンバーに誤りがないことの確認）が義務付けられました。

このため、社会保障の一つである「子ども・子育て支援」においても、次のとおり本人確認を行います。

- ➔ 申込書に、A.『マイナンバーの記入』をしていただき、提出いただく際には窓口等で、  
B.『申請者本人のものであることの確認』、C.『本人のマイナンバーの確認』を行います。

## A.『マイナンバーの記入』について

以下の方のマイナンバーを記載していただく必要があります。

1. 申請する子ども
2. 申請者（保護者）
3. 申請者の配偶者（保護者）
4. 同居者

※ただし、3、4については、支給認定等により必要な場合のみ利用します。

## B.『申請者本人のものであることの確認』について ※「申請者（保護者）＝本人」です。

申請者（＝本人）の①～③のいずれかを窓口等でご提示ください。

①	<u>個人番号カード</u>
②	顔写真付の公的機関が発行した物（1つ） <u>運転免許証</u> <u>パスポート</u> <u>身体障害者手帳</u> <u>精神障害者保健福祉手帳</u> <u>療育手帳</u> 等
③	顔写真がない公的機関が発行した物（2つ以上） <u>健康保険被保険者証</u> <u>年金手帳</u> <u>住民票の写しまたは住民票記載事項証明書</u> <u>児童扶養手当証書</u> <u>特別児童手当証書</u> 等

## C.『本人のマイナンバーの確認』について

申請者（＝本人）の①、②のいずれかを窓口等でご提示ください。

①	<u>個人番号カード</u>
②	マイナンバーが記載された物（1つ） <u>通知カード</u> <u>個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</u>

**注意** 「個人番号カード」と「通知カード」は異なります。

「個人番号カード」は申請により発行される顔写真付カードです。

「通知カード」は郵送で各世帯に配布されたマイナンバーの記載されたカードです。

